

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、選花・剪定業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、C整形外科を受診し、「両小指屈筋腱鞘炎」と診断され、同月〇日D病院を受診し、「両手部腱鞘炎」と診断された（以下、これら傷病を「本件傷病」という。）。請求人によれば、平成〇年〇月下旬から両手全体に強い痛みと違和感が生じ、両手のしびれ等が生じたという。
- 3 本件は、請求人が本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件傷病の発症時期について

請求人は、要旨「花の茎をはさみで切る作業等を続けたところ、指腕肩首に違和感を覚え、受診した。」、「平成〇年〇月下旬に発症した」と主張しているところ、本件傷病の診断が確定したのはC整形外科の初診日である平成〇年〇月〇日である。したがって、本件傷病の発症時期は、同日であると認めるのが相当である。

(2) 本件傷病と業務との相当因果関係の有無について

ア 請求人は、本件傷病の発症は、請求人が会社において、花の出荷のために花の茎をはさみで切る、曲げる、花の葉などをもぎる、芽を取る等の作業に加えて、これらの作業の際に乗車する作業用台車を充電場所から作業用のレーンに移動する作業等(以下「本件作業」という。)、上肢に負担がかかる作業に従事したことが原因である旨主張する。

ところで、上肢等に過度の負担のかかる業務による疾病の業務上外の判断については、労働省(現:厚生労働省)労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」(平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、これを妥当なものと考えてるので、以下、認定基準に基づき、①上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後に発症したか、②過重な業務に就労したか等について、順次、検討する。

イ まず、請求人の作業内容について検討すると、当審査会としては、請求人が従事していた作業は、上肢を使用し、多量の花を対象に所定の作業を反復して行っていたものであること等から、「上肢の反復動作の多い作業」に該当し、認定基準の上肢等に負担のかかる作業であったと判断する。

しかし、請求人が、本件傷病の発症までに本件作業を行っていた期間は約

3か月間であることから、認定基準に定める相当期間である「原則として6か月程度以上」には該当しない。また、請求人が発症前に過重な業務に就労したかについてみると、請求人は、所定労働時間が午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後4時30分までの半日勤務の労働者であり、会社の報告書の内容からも、同時期に入社した1日勤務の同僚労働者と比較して「過重な業務」に就労したとは認め難い。

もつとも、認定基準では、「腱鞘炎等については、短期間のうちに集中的に過度の負担がかかった場合には発症することがある」とされていることから、更にこの「集中的に過度の負担がかかった場合」に該当するかについて検討するも、上記でみたとおり、請求人は半日勤務の労働者であり、事業主の申立てにより、半日勤務の中で休憩時間も取得できる状況にあったと考えられることから、集中的に過度の負担がかかった業務に従事したとは判断できない。

(3) 次に、業務と本件傷病との関連性について、各医師の所見をみると、C医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「作業時間によってはあり得る」と述べ、E医師は、同年〇月〇日付け意見書において、「園芸で手作業が多いため、妥当性（因果関係）あり」と述べている。一方、F医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、「相当の期間従事しておらず、他の従業員よりも少ない業務量であり、本傷病との因果関係はない。」と述べている。

当審査会としては、上記(2)のとおり、請求人が本件作業に、認定基準に定める相当期間従事したものと認められないことも考慮すると、F医師の意見が妥当であると判断する。

(4) 以上のことから、請求人に発症した本件傷病は、認定基準の全ての認定要件を満たしておらず、業務上の事由によるものとは認められない。

(5) なお、請求人のその他の主張についても、改めて子細に検討したが上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。